

ダンプ荷台が降下、頭部を挟まれる

(労働災害非該当事案に係る情報)

■ダンプ荷台と車体に頭はさまれ男性死亡 十六日午前一時ごろ、名取市大曲布田の駐車場で、同市手倉田字八幡、運転手及川士郎さん(六五)が大形ダンプカーの荷台と車体に頭部をはさまれ、死んでいるのをパトロール中の岩沼署員が見つけた。調べでは、ダンプカーはエンジンがかかった状態で、及川さんは運転席側の後輪に近い部分に頭を挟まれていた。十五日は仕事は休みだったが、午前十時ごろ、「ダンプカーの調子が悪い」と言つて家を出ており、同署は整備中に事故に遭つたとみて調べている。

7月17日 河北朝刊

★ 本件被災者は、砂利運搬等を行う個人事業主であり労働災害非該当事案の可能性が高いようです。

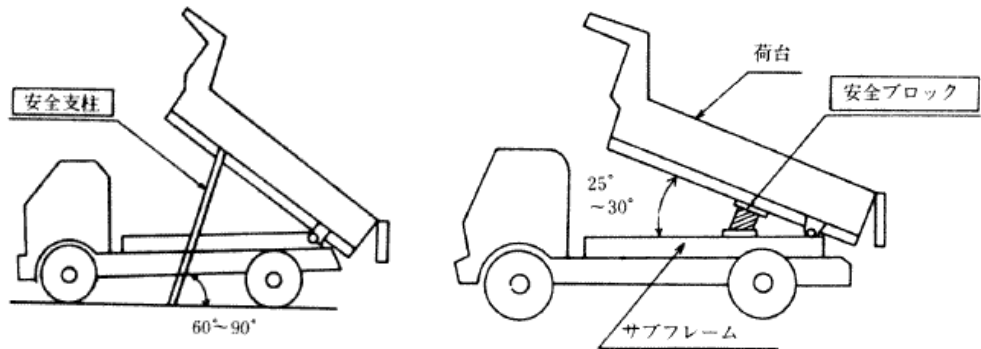
(現時点では、労働行政当局による現地調査が行われた形跡はないようです。)

☆ 参考までに、新聞記事から類推される留意点と防止対策を記載します。

建設業でも同種災害発生のおそれがありますので、皆様には次の点を再確認してください。

☆ ダンプカー、不整地運搬車等は、労働安全衛生規則第151条の2にいう「車両系荷役運搬機械」に該当しますので、第151条の9で規定する立入禁止措置、安全支柱、安全ブロックなどの対策が必要です。また、作業計画の作成をはじめ種々の措置が求められますので、同規則第1章の2は要確認です。

安全支柱・安全ブロックの例



ダンプレバーに手が接触したため荷台がおりてきてはさまれました

不整地運搬車災害事例

